



せの喜代の 区議会ノート

区議会での会派は民主党・市民の会です

2013・秋

第44号

介護
子育て
環境

<http://senokiyo.main.jp/s11/> ホームページは【せの喜代】で検索してください

〒116-0013 荒川区西日暮里2-13-8 TEL/FAX:03-3891-0203 E-mail:senokiyo@yahoo.co.jp

区議会ノートあるいはミニ通信を本会議開催ごとにお配りしています。毎号の購読をご希望の方はぜひご連絡ください。ホームページは随時更新していますので、こちらもぜひ、ご覧ください。

第3回定例議会報告

荒川区議会基本条例を制定

東京財団のいう二セ議会基本条例とは



マスコミ報道もあったとおり、荒川区議会基本条例を制定し、通年議会を導入した。いままで、年4回(2月・6月・9月・11月)の定例議会は、毎回、区長が議会を招集していたが、今後は、1年に1回区長が議会を招集し、会期は1年間、議会開催日は議長が決めることとなる。

民主党・市民の会が要望していた、議員間の自由討議の確保、区民への報告会の開催は、今回、他会派の賛同を得られず、今後の検討ということになった。

公益財団法人東京財団「地方議会改革プロジェクト」では、改革の柱として、

- ①情報公開
- ②住民の議会への参加
- ③議員同士の活発な議論の推進 を掲げている。

2010年1月には、政策提言：市民参加と情報公開の仕組みをつくれ 地方議会改革のための議会基本条例「東京財団モデル」の中で、議会基本

条例に必須3条件として

- ①議会報告会(意見交換会など)
- ②請願・陳情者の意見陳述
- ③議員間の自由討議 を発表した。

2011年3月には、全国的な議会基本条例ブームの中、二セ議会基本条例が横行していると指摘し、2010年までに制定された議会基本条例の中で、必須3条件が反映されているのは81%と報告している。

荒川区議会では、従前より、委員長が必要と判断すれば、②請願・陳情者の意見陳述は実施される。ただし、実施されるのは、まれである。(この三年間でたったの一回)

民主党・市民の会は東京財団の政策提言を提示し、荒川区議会でも議会報告会と自由討議を盛り込むよう主張したが、残念な結果となった。

今後の議員の意識改革に期待したい。

放射能汚染の現状を知り、正しい知識を持とう

福島・仙台放射性物質測定センター
視察(建設環境委員会)報告会を行います

12月14日(土)10時~12時(保育スペースあり)

あらかわ文化村(三芳建設住まいの相談室)
西日暮里6-12-11 冠新道明治通り入口から1分

野菜
果物



魚

